

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例
金属加工機械	圧延機械	定格出力がの合計が22.5kW以上のもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のもので定格出力が3.75kW以上のもの	ロール式のもの	—	すべてのもの
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	すべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	せん断機	定格出力が3.75kW以上のもの	原動機を使用するもの	定格出力が1kW以上のもの	定格出力が1kW以上のもの
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	すべてのもの	定格出力が37.5kW以上のもの	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	—	—
	タンブラー	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	研磨機	—	工具用を除く	—	—
	切断機	といしを用いるもの	といしを用いるもの	—	—
	自動旋盤	—	棒材加工用のもの	—	—
圧縮機及び送風機	圧縮機	空気圧縮機で定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの
	送風機	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	—	—
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	すべてのもの
繊維機械	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
	撚糸機	—	すべてのもの	—	—
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容積が0.45m ³ 以上のもの	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容積が0.45m ³ 以上のもの	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練容積が200kg以上のもの	混練機の混練容積が200kg以上のもの	—	—
穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	—	—
木材加工機械	ドラムバーガー	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	定格出力が2.25kW以上のもの	すべてのもの	定格出力が2.2kW以上のもの	定格出力が2.2kW以上のもの
	碎木機	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	帯のご盤	製材用のもは定格出力が15kW以上のもの、木工用のもは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—
	丸のご盤	製材用のもは定格出力が15kW以上のもの、木工用のもは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—
	かんな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—

施設の種類	騒音特定施設		振動特定施設		
	騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例	
抄紙機	すべてのもの	すべてのもの	—	—	
印刷機械	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	定格出力が2.2kW以上のもの	定格出力が2.2kW以上のもの	
合成用樹脂用射出成形機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	
鋳造型機	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	
バーナー	—	バーナーの燃焼能力が重油換算で1時間当たり15L以上のもの	—	—	
電気炉	—	すべてのもの	—	—	
キューポラ	—	すべてのもの	—	—	
遠心分離機	—	直径1.2m以上のもの	—	直径1.2m以上のもの	
コンクリートブロック製造機等	コンクリートブロック製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が2.95kW以上のもの	すべてのもの
	コンクリート管及びコンクリート柱製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が10kW以上のもの	すべてのもの
ドラム缶洗浄機	—	すべてのもの	—	—	
スチームクリーナー	—	すべてのもの	—	—	
ポンプ	—	定格出力が3.75kW以上のもの	—	定格出力が3.75kW以上のもの	
天井走行クレーン及び門形走行クレーン	—	定格出力が7.5kW以上のもの	—	—	
集じん装置	—	すべてのもの	—	—	
冷凍機	—	往復動式、ロータリー式又は遠心式のもので、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	—	—	
クーリングタワー	—	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—	
ゴム練用及び合成樹脂練用のロール機	—	—	カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のもの	カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のもの	
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	—	—	—	船舶車両の原動機として使用するものを除き、定格出力15kW以上のもの	
オシレーティングコンベア	—	—	—	すべてのもの	

※ 法では、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第13条第1項の経済産業省令で定める施設(銅法第2条第2項ただし書きに規定する付属施設に設置されるものを除く。)については、届出義務等の規定を適用せず、電気業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

条例では、電気業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山は特定施設から除外する。